

和福障第193号
令和2年4月16日
(2020年)

各地域生活支援事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症防止に伴う地域生活支援事業の対応について

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

障害福祉サービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（令和2年4月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」により、運営基準等について柔軟な取扱いが可能とされているところです。

地域生活支援事業についても、当該通知を参考にご対応いただきますようお願いいたします。

また、通所系サービスの利用者に対する居宅等における支援については、本市発出の通知（和福障第89号、和福障第124号、和福障第170号）を参考に取り組んでいただいているところですが、地域生活支援事業である「地域活動支援センター事業」においても、同様に適用しますので、在宅でのサービス提供を行う際には、別に定める届出書及び報告書の提出をお願いいたします。

なお、本取扱いについては、当面の間、適用することとしますが、今後の国の情勢等を踏まえ、変更等あった場合には、随時通知にてお知らせさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様に対する問い合わせ窓口及び生活に不安を感じておられる市民の皆様を支援するための相談窓口については、和歌山市ホームページ上にて掲載しておりますので、ご参照ください。

【新型コロナウイルス感染症に関連する情報】 ホームページ番号：1027184

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1027184/index.html>

(連絡先)
和歌山市障害者支援課
073-435-1060
事業所指定担当（瀧、北尾、西中）